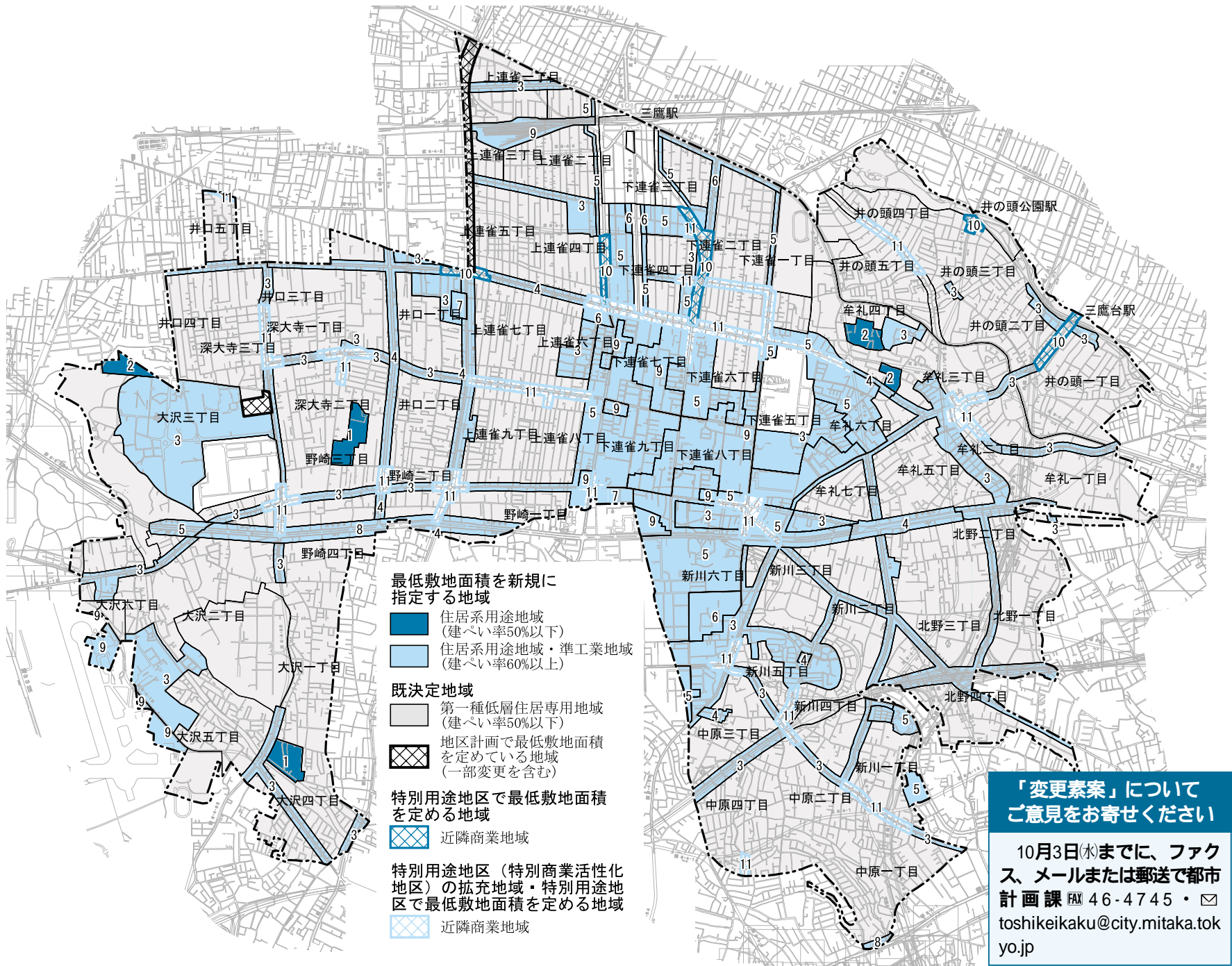


「変更素案」の概要



**「変更素案」について
ご意見をお寄せください**

10月3日(水)までに、ファクス、メールまたは郵送で都市計画課 FAX 46-4745・✉ toshikeikaku@city.mitaka.tokyo.jp

～用途地域等変更箇所一覧表～

図面番号	変更箇所			変更内容 最低敷地
	住居表示	用途地域	容積率・建ぺい率(%)	
1	野崎三丁目、大沢四丁目	一中	100・50	100㎡
2	牟礼四丁目、大沢三丁目	一中	150・50	100㎡
3	下連雀四丁目、五丁目、牟礼一～七丁目、井の頭一～三丁目、中原一～四丁目、北野一～四丁目、新川一～六丁目、上連雀一～六丁目、井口一～五丁目、深大寺一～三丁目、野崎二～四丁目、大沢一～六丁目	一中	200・60	90㎡
4	牟礼四～七丁目、中原三丁目、北野二丁目、新川二丁目、新川五丁目、上連雀四～七丁目、九丁目、井口一～三丁目、深大寺二丁目、野崎一～三丁目	二中	200・60	90㎡
5	下連雀一丁目、三～九丁目、牟礼四丁目、六丁目、七丁目、中原三丁目、新川一丁目、三丁目、六丁目、上連雀一丁目、二丁目、四丁目、六丁目、八丁目、九丁目、野崎一丁目、大沢二丁目、三丁目	一住	200・60	90㎡
6	下連雀一～四丁目、上連雀六丁目、新川六丁目	一住	300・60	90㎡
7	井口一丁目、野崎一丁目	二住	200・60	90㎡
8	中原一丁目、野崎一～四丁目、大沢二丁目、三丁目	準住	200・60	90㎡
9	下連雀五～九丁目、牟礼六丁目、新川六丁目、上連雀二丁目、三丁目、六丁目、八丁目、大沢五丁目、六丁目	準工	200・60	90㎡

図面番号	変更箇所			変更内容	
	住居表示	用途地域	容積率・建ぺい率(%)	特別商業活性化地区 併設用途	最低敷地
10	下連雀二～四丁目、井の頭一～三丁目、上連雀四丁目、五丁目、七丁目、井口一丁目	近商	300 80	1	90㎡ 3
11	下連雀一～七丁目、九丁目、牟礼二～四丁目、六丁目、井の頭四～五丁目、中原一～四丁目、新川一丁目、三～六丁目、上連雀四丁目、六～九丁目、井口五丁目、深大寺一～三丁目、野崎一～三丁目、大沢三丁目	近商	200 80	2	90㎡ 3

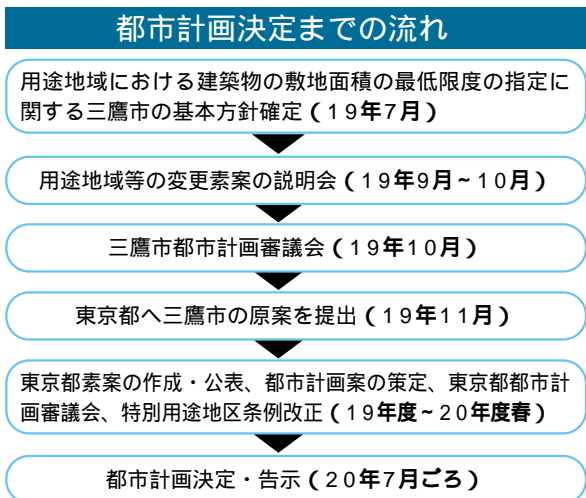
1 現在の制度で指定済みです。
2 都市計画で定めた容積率8割以下の規模の建築物については適用除外とします。
3 住宅用途の建築について適用することとし、商業系用途を含む建築については適用しません。

これからのスケジュールと説明会

この「変更素案」に対する意見を市民のみなさんからお聞きした後に、三鷹市の変更原案を作成し、11月ごろに東京都に提出する予定です。

なお、最低敷地面積の指定(用途地域見直しの都市計画決定)については、東京都が行います。

また、最低敷地面積の都市計画決定に併せて特別用途地区の建築制限条例についても改正する予定です。



月日	会場	時間
9月20日(木)	大沢コミュニティセンター	午後7時から
9月21日(金)	井口コミュニティセンター	午後7時から
9月25日(火)	連雀コミュニティセンター	午後7時から
9月27日(木)	井の頭コミュニティセンター	午後7時から
9月28日(金)	新川中原コミュニティセンター	午後7時から
9月29日(土)	三鷹駅前コミュニティセンター	午前10時30分から
10月1日(月)	牟礼コミュニティセンター	午後7時から

いずれも1時間程度を予定しています。
各会場とも駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。